

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）施策進行管理票

基本目標 1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向 1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価		
①DVの根絶に向けた啓発の充実【重点】 ア 多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実 イ DV防止キャンペーンの充実 ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進 (1-2-③-エ-1再掲、4-7-①-ウ再掲) エ DV防止セミナーの充実 オ 加害者を生まないための対策 (2-3-①-カ再掲) カ 人権啓発の推進 キ 「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進	ア	1	「女性に対する暴力をなくす運動」機関に併せて、DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	495	225	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止啓発リーフレットを作成し、県内市町村と連携して自治会の回覧板等を活用して配布・供覧した。(約9,600枚) DV防止街頭キャンペーンを企業等の協力を得て実施し、DV及び児童虐待の啓発物資等を約2,500人に配布した。(11/12そごう千葉店前広場、14イオンモール成田、21イオン津田沼店、アパホテル)	毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布するなど県民にDV防止を呼び掛けた。	今後も継続して実施する。 コロナ禍におけるキャンペーンでは、感染防止対策など実施方法について工夫していく必要がある。	児童家庭課
	イ	2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布する。児童虐待防止についても併せて啓発する。	528	225	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを企業等の協力を得て実施し、DV及び児童虐待の啓発物資等を約2,500人に配布した。(11/12そごう千葉店前広場、14イオンモール成田、21イオン津田沼店、アパホテル)	毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布するなど県民にDV防止を呼び掛けた。	今後も継続して実施する。 コロナ禍におけるキャンペーンでは、感染防止対策など実施方法について工夫していく必要がある。	児童家庭課
	ア、イ	3	児童虐待防止月間の11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらおうとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	30,000	29,967	・ラジオCM 63本を通年放映した。 ・啓発部物品(クリアファイル・リーフレット)各60,000部を市町村に配付した。 ・公共交通機関を用いた交通広告(バスラッピング、トレインチャンネル)の2種類を実施した。 ・インターネットやSNS等を用いた広報啓発を複数実施し、各種WEB媒体などに掲載することで多くの人の目に触れる機会を図った。	広報啓発事業について、ラジオCMや物品作成・配付をする広報啓発に追加してインターネットやSNS等を利用した広報啓発を展開することでより広く県民に向けて啓発を行うことができた。	DVと児童虐待は密接な関係にあることから、キャンペーン等においては引き続き連携するとともに、より効果的な広報を実施し、DV・児童虐待防止に向けた機運を醸成していく。	児童家庭課(推進室)
	ウ	4	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	1009	2454	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談に繋がれるようにした。	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布した。また、その他関係機関にも配布し、早期発見及び相談に繋がれるようにした。	引き続きパンフレットを配布するとともに、実態に沿ったパンフレットの内容となるよう、作成毎内容の見直し・更新を行っていく。	児童家庭課
	エ	5	DVをテーマとした県民向けの講座を複数回開催する。	273	50	DVをテーマとした県民向けの講座を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインで1回開催した。 2/19 DV・児童虐待防止オンラインセミナー「より良い夫婦関係のために」 (3/3～9まで千葉県公式セミナーチャンネル(YouTube)で公開)	毎年、DV・児童虐待防止に関するテーマを決め、県民の意識高揚を図るべくセミナーを実施した。コロナ禍においては、オンライン開催とした。	オンラインを活用するなどし、年2回の開催とする。 コロナ禍では、オンラインのメリットをいかし、より多くの県民が関心を持つテーマを選定し実施していく。	児童家庭課
	オ-1	6	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	3,253	3,162	男性のための一般相談(533件)及びカウンセリング(88件)を実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、面接相談・カウンセリング等の実施回数が減少している。	新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるような事業運営方法を考え、相談者が安心して相談を受ける事が出来る環境を整える必要がある。	男女センター
	オ-2	7	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	16,399	16,114	女性のための一般相談(5890件)及びカウンセリング(370件)、法律相談(月1回、28件)、こころの相談(月1回、24件)を実施した。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、面接相談・カウンセリング等の実施回数が減少している。	新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるような事業運営方法を考え、相談者が安心して相談を受ける事が出来る環境を整える必要がある。	男女センター
	カ	8	人権啓発イベント及び講演会の実施、交通広告の実施、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発ビデオの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	20,646	9,984	11/15(月)～12/15(金)特設サイトにてちばハートフル・ヒューマンフェスタ(人権週間12/4～12/10)に併せて講演会、コンサート等を開催、9/15(水)～千葉県公式セミナーチャンネルにて人権問題講演会を開催、交通広告(ポスター)の掲示、啓発画像の掲出及びブステーションギャラリーでの展示の実施、リーフレット(3,800部)等の作成・配布、人権啓発案内冊子(3,000冊)を作成・配布し人権をテーマとする研修会への講師派遣(15件)、人権啓発DVDの貸出(70件)などにより、広報・啓発を実施した。	年度によって、啓発手法を変え、また、様々な機会を捉えて事業内容を広報することで、より多くの人に啓発することができ、結果、DVに対する正しい知識を含めた人権問題全般の周知・啓発を推進することができた。	引き続きアンケートや報告書等を集計・分析し、さらなる効果的な人権啓発活動を検討し、講演会、研修会、広報などを通じて人権啓発を推進し、人権意識を高め、人権への理解を深めていく。	健康福祉政策課
	キ	9	各相談窓口をまとめたリーフレット、ポスターを作成し、市町村や関係機関等に配布して相談窓口の広報啓発を推進する。	393	316	リーフレット15,000部、ポスター1,000部を作成し、県・市町村、県警、学校、ワンストップ支援センター等の関係機関・団体に対し配布した。	犯罪被害者等が自ら適切な相談先を選択し、必要な時に相談することが可能となった。	被害直後から必要な機関、支援につなげることができるよう、相談先の認知度を高めていく必要があり、引き続き、相談分野ごとに区分けして掲載した相談窓口のリーフレットやポスターを作成し、広報啓発を推進する。	くらし安全推進課

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）施策進行管理票

基本目標 1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向 1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
②DV被害者等に向けた情報提供の充実 ア DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供(1-1-④-ア) イ 外国人のDV被害者に対する支援 ウ 男性向け相談窓口の周知	ア	10	DV相談カードの常時設置(市町村の窓口、金融機関等)及びDV相談ステッカーの配布を行う。	325	206	DV相談カードの常時配置(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、計約7,500箇所)及びDV相談ステッカーの配布(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、約2,000枚)を行った。	DV相談カードの常時配置及びDV相談ステッカーの配布を通じてDV相談窓口の周知を行った。	DV相談カードの配置は主に女性トイレに行っていたところ、DV被害者は女性のみではないことから、男性用の相談カードの作成を行っていく。また、外国籍の被害者も多くいることから、やさしい日本語で書かれたカードの作成を行う。		児童家庭課
	イ-1	11	すでに健康福祉センター、市町村等に配布している外国人向けDV防止啓発リーフレットについて、必要により追加配布を行う。	0	0	追加依頼なし	外国人向けDV防止啓発リーフレットを多言語で作成しており、支援機関に配置することで外国人向けに啓発することができた。	追加作成依頼はないが、今後は「やさしい日本語」を用いてリーフレットを作成するなど、日本に居住する外国人に向けて適切な広報啓発を行っていく。		児童家庭課
	イ-2	12	外国語で作成したDV被害者向けのリーフレットを県警ホームページに掲載するほか、同リーフレットを活用し、相談に来署した外国人のDV被害者への適切な対応を図る。	0	0	各種法令や警察の措置、被害防止対策等を外国語(10言語)で記載したDV被害者向けのリーフレットを県警ホームページに掲載しているほか、相談を受理した際は被害者に同リーフレットを配布するなどして、被害者が意思決定するための支援を行った。	相談に来署した外国人DV被害者等に対し外国語で記載したリーフレットを活用することで適切な対応を図ることができた。	引き続き、外国語で作成したDV被害者向けのリーフレットを活用し、相談に来署した外国人のDV被害者へ適切な対応を図っていく。		(警)人身安全対策課
	ウ	13	県のホームページ等を通じて男性向け相談窓口の周知に努める。 DV防止について、プロスポーツ試合会場など多くの県民が集まる施設等において広報を行う。	0	0	情報誌、利用案内に相談窓口の案内を掲載し、各健康福祉センター、各児童相談所、市町村DV担当課あてに送付し、男性の相談窓口に関する周知を図った。	周知用カード・シールの送付や、センター公式Twitter・HP等の掲載など、幅広い周知を行った。	同様の周知方法を継続していくことと同時に、新たな周知方法が無いか、他機関を参考に検討していく。また、ここ数年間で相談件数が高止まり傾向になっていることから、相談日数の拡充等、解決策を模索していく必要がある。		男女センター
③企業・団体等に対するDVへの理解の促進 ア DV被害者の自立に向けた理解の促進 イ 企業・団体等と連携した広報啓発	ア	14	県のホームページ等を通じて、DV被害者の自立に向けた理解の促進を図る。	0		県のホームページにDV被害者支援に関する情報を掲載するとともに、県民だよりに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のDV防止キャンペーンなどのイベント情報を掲載し、周知を図った。	県のホームページに相談場所の連絡先やDVについて掲載し、広報啓発にて周知を図ることができた。	スマートフォンの普及率が高くなっていることから、県のホームページの充実を図り、SNSを活用した広報啓発も行い、被害者が情報に触れやすいように配慮する必要がある。		児童家庭課
	イ	15	千葉県男女共同参画推進連携会議を通じてDV防止に関する広報啓発を行う。	0	0	千葉県男女共同参画推進連携会議(67団体)をオンラインにより開催したため、DV防止啓発やデートDVに関するチラシの配布等は行わなかった。	千葉県男女共同参画推進連携会議にてチラシ等の配布を行ってきたが、新型コロナウイルスの影響もあり、直近2年間は実施ができなかったため、インターネットの活用等での周知方法など模索する必要がある。	関係機関との連携だけではなく、企業や団体等と連携し、広報啓発を行うことで、認知や理解を広げることが必要であることから、今後も啓発物の配布等を行っていく。		児童家庭課
④DV被害の早期発見・通報体制の充実 ア 保健・医療機関に対する広報啓発(再掲1-1-②-ア) イ 教育機関等に対する意識啓発 ウ 民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発 エ 通報等への適切な対応	ア	16	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常時設置やDV相談ステッカーの配布を行う。(再掲)	325 再掲	206 再掲	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常時配置を依頼した。(再掲) (医師会:153,400枚、歯科医師会:128,500枚)	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常時配置を依頼した。また、ステッカーは必要に応じて配布を行った。	引き続き医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常時配置を依頼していく。	10	児童家庭課
	イ	17	デートDV予防セミナーについて、学校職員対象の研修等で説明を行い、周知していく。	0	0	学校職員対象の研修会等でデートDV予防セミナーについて説明し、周知を図った。	毎年、学校職員対象の研修会等でデートDV予防セミナーについて説明し、周知を図ることができた。	未実施校がまだあることから、アプローチの方法を検討するとともに、教育庁と連携し、実施校拡大につなげていく必要がある。		児童家庭課
	ウ	18	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットの配布等によりDV防止の広報啓発を行う。	0	0	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを送付し、研修会などで配布された。	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを毎年配布し、DV防止の広報啓発を行うことができた。	地域での支援体制構築に際し、各委員の役割は非常に大きいことから、会議等でも連携や見守り体制について共有していく必要がある。		児童家庭課
	エ	19	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。	0	0	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意して取り組んだ。	DVの通報等には必要により警察や児童相談所等と連携し、通報者の氏名等の取扱いには十分注意した。	個人情報の取り扱いに十分注意しながら、一層の連携強化を図る必要がある。		女サボ
⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮 ア 情報活用能力(メディア・リテラシー)の学習機会の充実	ア	20	各教科等の指導において、情報活用能力を育成する。	0	0	「各教科等指導の重点の具体化」として、各教科等における1人1台端末の活用に係る事項を明記し、各学校で教科等の特性に応じた情報活用能力の育成について周知した。	各教科の学習を通じて、児童生徒がICT機器を活用する機会が増加し、情報モラルやメディア・リテラシーへの関心が高まった。	各学校に対し、情報活用能力の育成を目的とした情報提供を行う。		(教)学習指導課

基本目標 1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向 2 DV予防教育の推進

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価		
①人権教育の充実 ア 学校における人権教育の推進	ア-1	21	学校人権教育指導資料を作成し、全教員及び教育委員会等へ配布する(45,000部)。各研修会において、DVに関する内容について教育推進を図る。	400	300	学校人権教育指導資料集に、男女共同参画社会の育成に向けた啓発資料等を盛り込み、研修会の中でも人権意識の高揚を図った。	毎年、男女共同参画社会の育成に向けた啓発資料等を盛り込んだ学校人権教育指導資料(45,000部)を作成、配布した。	男女共同参画社会の育成に向けた啓発資料等、今日的な人権課題を取り上げた学校人権教育指導資料を作成、配布する。	(教)児童生徒安全課
	ア-2	22	学校人権教育研究協議会を開催する。	337	270	学校人権教育研究協議会の中で、DVに関する内容について実施した。	学校人権教育研究協議会の中で、DVに関する内容等を取り上げ、人権意識の高揚を図ることができた。	学校人権教育研究協議会の中で、DVに関する今日的な課題等を取り上げ、各種人権課題について参加者が正しく理解できるよう内容を工夫していく。	(教)児童生徒安全課
	ア-3	23	公立小・中・高校及び特別支援学校において、「いのちを大切にできるキャンペーン」、公立高校において、「マナーキャンペーン」を実施し、いじめ・暴力行為・児童虐待等をなくすため、人権意識の啓発に向けた取組を実施する。 「いじめ防止啓発強化月間」の実施時期である4月に「いのちを大切にできるキャンペーン」の一環として、SOSの出し方に関する教育を実施するよう、各学校に依頼をした。	0	0	公立小・中・高校及び特別支援学校において「いのちを大切にできるキャンペーン」、公立高校において「マナーキャンペーン」を実施した。いじめや暴力行為(児童虐待、ドメスティックバイオレンスを含む)等の人権侵害は許されない行為であるという意識を高めることや、思いやりの心を持ってマナーを大切に、規範を遵守する意識や態度を身に付ける効果があった。	各学校において「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築ることができる取組」との視点を重視し、1学期中を強化月間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施することができた。	いのちを大切にできるキャンペーンは、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。SOSの出し方に関する教育を、県独自資料等を活用し、いのちを大切にできるキャンペーン内で、4月中に必ず実施すること併せて適切な時期に実施するよう各学校へ依頼していく。	(教)児童生徒安全課
②道徳教育の充実 ア 学校における道徳教育の推進 イ 道徳の時間の充実	ア、イ-1	24	「道徳」を学ぶ時間で活用する読み物教材を作成し、県立高等学校、高等部のある特別支援学校に配付する。	13,866	12,557	県立高等学校の道徳教育の更なる充実と向上を目指し、中学校、高等学校の教員から構成されたワーキンググループを中心に、人間としての在り方、生き方を考える多様な教材を納めた読み物教材「明日への扉Ⅳ」を作成した。なお、県立高等学校、高等部のある特別支援学校に配付した。	平成29年度は高等学校用読み物教材「明日への扉Ⅲ」を、平成30年度は指導用映像教材を、令和元年度は小中高校用映像教材を、令和3年度は高等学校用読み物教材「明日への扉Ⅳ」を作成した。各学校の多様な道徳学習に対応した教材、指導資料を充実させることができた。	作成した道徳教材の効果的な活用法や、道徳を学ぶ時間で活用できる資料等の収集・作成を行い、道徳教育への要望に、より幅広く対応できるアーカイブの充実を検討している。	(教)学習指導課
	ア、イ-2	25	全校種(幼・小・中・高・特支)17校を道徳教育推進校に指定し、道徳教育全体に係る実践研究を実施する。	3,115	1,974	全校種(幼・小・中・高・特支)17校を道徳教育推進校として指定し、県で作成した道徳教材の活用を含めた道徳教育全体に係る実践的な研究を行った。なお、本施策は令和4年度も継続する予定である。	道徳教育推進校が、学習指導要領を踏まえた取組や指導法等について、2年間にわたる実践的な研究を行い、その成果をまとめ、全校種全学校に配付している。次回は令和4年度に配付予定。	引き続き全校種を道徳教育推進校に指定し、道徳教育全体に係る実践研究を継続して実施する。	(教)学習指導課
	ア、イ-3	26	「心の教育推進キャンペーン」は隔年実施のため、令和3年度は実施しない。	0	0	令和3年度は実施せず。	道徳の授業公開や研究協議の実施、指導事例集「心豊かに」の作成等を隔年で実施。道徳教育に関する研究成果を広めることができた。	「心の教育推進キャンペーン」の事業は廃止となったが、道徳教育実践事例集「心豊かに」は、様々な道徳の取組等を収録しており、各学校における道徳教育の充実を図る上で重要である。実践事例集の作成は、文部科学省の道徳教育の抜本的改革・充実事業に係る支援事業へ引き継ぐ。	(教)学習指導課
	ア、イ-4	27	小学校、高等学校及び特別支援学校の道徳教育推進教師を対象に研修会を実施する。	70	55	小学校・県立学校の道徳教育推進教師を対象に、道徳の授業の在り方や年間指導計画の立て方等に関する研修会をeラーニング方式で開催した。	道徳教育推進教師を対象に、各学校における道徳の教科化に関わる諸課題と関連させながら道徳の授業の在り方等について、研修を行うことができた。	引き続き、各学校の道徳教育推進教師を対象に、道徳の授業改善や道徳教育推進教師の業務等に関する研修会を開催する。	(教)学習指導課
	ア、イ-5	28	教職員を対象とする情報モラル教育研修会に講師を派遣する。	3,000	1,470	教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣した。	・各校へ最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。	・児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校(県立学校30校、市町村立学校70校)に派遣できるよう進めていく。	(教)児童生徒安全課
③若者を対象とした予防施策の充実【重点】 ア DV予防セミナーの実施(1-2-③-ウ再掲) イ デートDV相談カード等啓発資料の配布 ウ 大学と連携した広報啓発の実施(再掲1-2-③-ア) エ 家庭に向けた啓発の推進(再掲1-1-①-ウ) オ 4-7-①-ウ再掲	ア	29	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する。(大学と合わせて計55セミナー)	1,650	1,440	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催した。(大学5校5回、高等学校38校41回、高等専門学校1校1回、特別支援学校高等部1校1回と合わせて計48回実施)	第4次計画では毎年55セミナーを目標としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、実施回数が増えなかった。しかし、オンライン等で柔軟に実施するなどしたことにより大幅な減少にはつながらなかった。	未実施校での実施につなげるために、教育庁と今後も連携を図っていく。実施校、実施回数の増加に努め、デートDVの未然防止、未来のDV被害、虐待被害の減少につなげる。	児童家庭課
	イ-1	30	デートDV相談カードを作成し、高校1年生に配布する。	977(合算)	539(合算)	デートDV相談カードを作成し、県内の高校1年生に配布した。	デートDV相談カードを県内高校1年生に配布し、デートDV防止啓発・相談窓口の周知を行った。	引き続きデートDV相談カードを県内高校生に配布し、デートDV防止啓発・相談窓口の周知を行っていく。	児童家庭課
	イ-2	31	デートDV啓発リーフレットを高校3年生に配布する。			デートDV啓発リーフレットを作成し、県内の高校3年生に配布した。	デートDV相談リーフレットを県内高校3年生に配布し、デートDV防止啓発・相談窓口の周知を行った。	引き続きデートDV相談リーフレットを県内高校生に配布し、デートDV防止啓発・相談窓口の周知を行っていく。	児童家庭課

	ウ	32	大学にDV予防セミナーの開催を働きかける。(再掲) (高等学校と合わせて計55セミナー)	1,650 再掲	1,440 再掲	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催した。(再掲) (大学1校1回、高等学校33校36回、特別支援学校高等部1校1回と合わせて計38回実施)	第4次計画では毎年55セミナーを目標としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、実施回数が伸びなかった。しかし、オンライン等で柔軟に実施するなどしたこと大幅な減少にはつながらなかった。(再掲)	未実施校での実施につなげるために、教育庁と今後も連携を図っていく。実施校、実施回数の増加に努め、デートDVの未然防止、未来のDV被害、虐待被害の減少につなげる。(再掲)	29	児童家庭課
	エ-1	33	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲)	1,009 再掲	630 再掲	パンフレットや学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるようにした。(再掲)	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布した。また、その他関係機関にも配布し、早期発見及び相談に繋げられるようにした。(再掲)	引き続きパンフレットを配布するとともに、実態に沿ったパンフレットの内容となるよう、作成毎内容の見直し・更新を行っていく。(再掲)	4	児童家庭課
	エ-2	34	男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止の啓発を行う。	0	0	地域推進員及び市町村と連携し、地域推進員事業として1地域で事業を開催した。 ○南房総地域推進員事業 中学校出前セミナー「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」 館山市立南房中学校 参加者101人	男女共同参画地域推進員の活動を通して、中学生に対し、家庭における暴力防止の啓発を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、予定回数の実施が出来なかったため、影響を最小限にとどめるような運営方法を考える必要がある。		男女センター
④教育機関等の職員に対する研修の充実 ア 教育機関等の職員に対する研修の充実 (4-7-①-イ-3,イ-4再掲、 4-7-②-ウ再掲、 6-11-①-ア-5再掲)	ア-1	35	学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を実施する。	DV:60 虐待:502	DV:90 虐待:172	学校職員等に対するDV・子ども虐待対応研修は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン研修とした。 (7/13、8/10、8/17、8/23 参加者合計473名) 医療機関職員に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。 (3/15、3/25 参加者:179名)	学校職員等が参加しやすい夏季期間中に、オンライン研修を導入して実施し、学校職員等として必要な対応要領を習得できた。	未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、より効果的な方法で周知するとともに、インターネットを活用した申込み方法を導入する。		児童家庭課 (DV・虐待)
	ア-2	36	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。 ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 ・市町村母子保健担当者研修 計6回開催予定 ・市町村等児童虐待相談職員研修 計18回開催予定 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 計2回開催予定 ・関係機関研修 計5回開催予定	2,560 722 1,801 189 502 再掲	866 150 831 60 172 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施した。 ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 25回派遣 ・市町村母子保健担当者研修 (I部2回、II部2回、III部1回 参加者314名) ・市町村等児童虐待相談職員研修(新任職員向けI～IV部各4回、担当職員向け4回 参加者1188名) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(2回、参加者195名) ・関係機関研修(学校職員向け4回 参加者473名、医療機関向け2回 参加者238名)	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活用数の落ち込みが見られたが、オンライン等を活用することにより、令和3年度は過去最高の活用数となった。(市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業) ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参集型が急遽中止となり開催できなかったが、令和3年度はオンライン開催することにより、2年ぶりに参加者の知識・資質向上を図る機会となった。(市町村等母子保健担当者、児童虐待相談職員、担当管理職、関係機関研修)	・まだ本事業の活用実績がない市町村もあるため、活用例等を周知し申請を促していきたい(市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業) ・市町村によっては参加が見受けられない市町村もあるため、研修開催を手広く周知し参加を促していきたい(市町村等母子保健担当者、児童虐待相談職員、担当管理職、関係機関研修)		児童家庭課

基本目標2 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向3 相談体制の充実

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度		平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課		
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果			事業の実施結果に対する評価	今後の方向性・検討課題
①配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ア 女性サポートセンターの中核的機能の強化 (6-11-①-イ再掲、6-11-②-ア再掲) イ 情報提供の充実 ウ 多様なケースに応じた相談の対応 (2-4-②-オ再掲) エ 高齢者等への配慮 オ 自立支援講座の実施 (3-5-①-エ再掲、3-5-③-イ再掲) カ 男性のための総合相談の実施 (再掲1-1-①-オ-1)	ア-1	37	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	330	90	配暴センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や助言を行うなど、機能強化を図った。 書面開催1回、Zoom開催1回(2/3)	配暴センター連絡会議を開催し、情報提供や助言、意見交換等を通して、機能強化を図った。	今後も継続的に連絡会議を行うことで、情報提供や助言、意見交換等の場を確保し、DV被害者支援を充実させていく必要がある。		女サポ
	ア-2	38	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。 官公庁関係:2回	DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を行い、担当職員の資質向上を支援した。	DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を積極的に行い、担当職員の資質向上を支援していく。		女サポ
	イ	39	被害者の状況に応じて必要な情報提供ができるよう、相談員等に対し、研修等への積極的な参加を促す。(内閣府主催の研修等)	0	0	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」は新型コロナウイルス感染拡大のため、オンラインで行われ、県内の配暴センターの相談員等が視聴した。	令和元年度までは、対面研修で行われていたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年度からはオンラインで行い、県内の配暴センターの相談員等が視聴した。	オンライン研修では、開催期間中に様々な分野の講義を聴講できるため、相談員をはじめより多くの関係者が聴講できるよう周知していく。		児童家庭課
	ウ-1	40	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施する。	999	675	弁護士による法律相談(月2回)、精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施した。 法律相談 33件、心とからだの健康相談 0件	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施した。	相談件数が減少傾向にあるため、その要因を探り、相談者に活用しやすい相談の場を目指す。		女サポ
	ウ-2	41	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	220	97	外国籍のDV被害者の相談に対応するため、通訳派遣を実施した。 通訳派遣 7件	外国籍等で日本語の疎通に困難がある場合には、派遣による通訳を活用し、市町村等との連携によって、支援の充実を図った。	通訳で対応できる言語が限定されているため、対応可能な言語を増やし、できるだけ母国語で相談できる環境を目指す。		女サポ
	エ	42	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。	0	0	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図り対応した。	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図った。	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を引き続き図っていく必要がある。		女サポ
	オ	43	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312	154	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。 ○自立のためのワーク 2回 12/2及び1/20 ○就職・キャリア講座 1回 12/10 ○法律講座 1回 12/16 ○公開講座 1回 1/29 参加者計36名	令和2年度開催予定の全講座が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったことを踏まえ、令和3年度は会場参加でのグループワークのほかに、Zoomを用いたオンライン形式での開催も実施した。	引き続き、多くの被害者が参加でき、自立に必要な知識の習得や新たな気づきを得られる講座の開催に努める。		男女センター
	カ	44	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。(再掲)	3,253再掲	3162再掲	男性のための一般相談(533件)及びカウンセリング(88件)を実施した。(再掲)	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により、面接相談・カウンセリング等の実施回数が減少している。	新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるような事業運営方法を考え、相談者が安心して相談を受ける事が出来る環境を整える必要がある。	6	男女センター
②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】<<5-9-②再掲>> ア 市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援(5-9-②-ア再掲)	ア	45	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。	0	0	地域別市町村DV対策担当課長会議(書面開催)において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」を活用し、働きかけを行った。	毎年開催しているDV対策担当課長会議において、市町村基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター整備について「市町村マニュアル」を活用し、働きかけを行った。	市町村基本計画策定については48市町村が整備しており、今後も継続して呼びかけを行う。しかし、配暴センターは5市のみにとどまっており、働きかけの方法等について検討が必要である。		児童家庭課
③警察による支援の充実 ア 相談・通報への迅速かつ適切な対応 イ 援助の申出に対する適切な対応 ウ 相談しやすい環境の整備	ア	46	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、加害者に対し、検挙や指導警告を実施するとともに、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等、被害者の保護対策に万全を期す。	0	0	警察相談や110番通報等によりDV事案を認知した際、加害者の検挙又は指導警告を速やかに実施するとともに、被害者の一時避難への支援や携帯用緊急通報装置の貸与等の保護対策を推進した。また、DV被害者向けリーフレットを活用して保護命令制度や警察が執り得る措置、防犯指導等について教示し、被害防止対策を推進した。	DVを認知した際、加害者に対しては速やかな検挙措置又は指導警告を実施し、被害者に対しては携帯用緊急通報装置の貸与、リーフレットを活用した保護命令制度の教示等を実施することで、更なる被害を防止するための対策を推進することができた。	引き続き、DV加害者に対しては、速やかな検挙措置、指導警告の実施をし、被害者に対しては、携帯用緊急通報装置の貸与、リーフレットを活用した保護命令制度の教示等を実施して、被害者の保護対策に万全を期していく。		(警)人身安全対策課
			携帯用緊急通報システム貸借	594(ストーカー予算含む。)	594	携帯用緊急通報システム貸借 123件(令和3年中)	携帯用緊急通報装置を活用することで適切な保護対策を推進することができた。	引き続き携帯用緊急通報装置を活用して保護対策を推進していく。		
			DV被害者向けリーフレット印刷製本	62(ストーカー予算含む。)	62	令和3年度は、ストーカー規制法の改正に伴い、内容を改正したストーカー事案用のリーフレットを作成したため、DV被害者向けリーフレットは作成していないものの、千葉県警のホームページ上等に掲載されているリーフレット等を活用して対応した。	リーフレットを活用して、保護命令制度の教示等を実施し、被害者の保護対策を推進することができた。	引き続き、リーフレットを活用し、保護命令制度の教示等を実施し、被害者の保護対策に万全を期していく。		
	イ	47	DV被害者から援助の申出があった場合は、被害を自ら防止するための措置の教示、その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う。	0	0	DV被害者からの援助の申出に対して、適切な措置を講じ、配偶者からの暴力による被害防止を推進した。	DV被害者からの援助の申出に対して、適切な措置を講じ、DVによる被害防止を推進することができた。	引き続き、DV被害者からの援助の申出には適切な措置を講じて、DV被害防止対策を推進していく。		(警)人身安全対策課

	ウ	48	DV被害の相談に対しては、緊急時における対応の教示、関係所属への確実な引き継ぎを行うほか、相談内容に応じた関係機関の紹介を行う。また、相談者の心情に配慮して、相談しやすい環境を整備する。 相談業務相互支援ネットワークリーフレットの整備	60	60	DV被害の相談に対し、被害状況に応じた助言教示などの措置を講ずるとともに、関係所属への確実な引き継ぎを行うなど、適切な相談対応に努めた。また、相談者の希望する性別の職員による対応や相談室などの外部の目に触れない場所を確保して、相談者の相談しやすい環境づくりに努めた。	DV被害の相談に対し、被害状況に応じた助言教示などの措置を講ずるとともに、関係所属への確実な引き継ぎを行うなど、適切な相談対応に努めた。また、相談者の希望する性別の職員による対応や相談室などの外部の目に触れない場所を確保して、相談者の相談しやすい環境づくりに努めた。	DV被害の相談に対しては、緊急時における対応の教示、関係所属への確実な引き継ぎを行うほか、相談内容に応じた関係機関の紹介を行う。また、相談者の心情に配慮して、相談しやすい環境を整備する。 相談業務相互支援ネットワークリーフレットの整備		(警)警務課
④苦情処理体制の充実 ア 苦情処理制度の周知、適切な運用	ア	49	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の周知を図り、苦情処理を行う。	179	24	弁護士・有識者等3人を苦情処理委員として設置し、DV関係を含む男女共同参画に関する県の施策等に係る苦情申出に対応できる体制を維持した。なお、令和3年度の苦情申出は0件だった。	弁護士・有識者等3人を苦情処理委員として設置し、DV関係を含む男女共同参画に関する県の施策等に係る苦情申出に対応できる体制を維持できた。	引き続き、苦情処理委員を設置するとともに、DV関係を含む男女共同参画に関する県の施策に係る苦情申出に対応できるよう体制を維持し、苦情申出があった際には、迅速に対応を行う。		男女課

基本目標2 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①緊急時における安全の確保 ア 緊急時における移送手段、避難場所の確保 (5-10-②-ア再掲、6-12-①-ア再掲)	ア-1	50	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0	0	市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、県や各市町村のDV関係施策の取り組みについて情報提供するとともに、市町村での取り組みについて情報交換を行うことにより市町村の取組の促進を図った。	市町村の担当課長会議等における情報提供や情報交換を通して、緊急避難支援の活用を働きかけた。	今後も緊急時のDV被害者等への支援拡充がなされ、緊急避難支援の活用が図られるよう、その意義を市町村と共有し働きかける機会をつくる。		女サポ
	ア-2	51	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	330	90	DV被害者支援連絡会議を书面開催により実施し、被害者の安全確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。	コロナ禍により直接的な意見交換の機会が持てない年度もあったが、補完的な方法も用いながら、地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図った。	地域別に市町村や警察等関係機関との連絡会議を開催し、地域の支援ネットワークの拡充を図る。		女サポ
②一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実 ア 多様なケースに応じた一時保護 イ 医学的ケア・心理学的ケアの充実 ウ ケースワーカーによる同行支援の実施 エ 一時保護委託先との連携の強化 (6-12-③-イ再掲) オ 外国人への配慮 (再掲2-3-①-ウ-2)	ア	52	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	23,268	14,839	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施した。 (保護件数 85件 うちDV被害69件)	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施することが出来た。	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を図る必要がある。		女サポ
	イ	53	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施する。	0	0	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケアを実施し、また一人ひとりの状況に応じてきめ細やかな心理学的個人カウンセリングを実施した。	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施することが出来た。	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談を拡充し、看護師によるケアを祝日もできるようにする等検討していく。心理担当職員によるカウンセリングについて、低年齢の同伴児も適切に受けられるよう工夫していく必要がある。		女サポ
	ウ	54	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施する。	0	0	入所中は、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所への同行支援を実施した。	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施することが出来た。	DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援をより適切に実施するために、市町村等関係機関と連携して実施していく必要がある。		女サポ
	エ	55	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。	6,614	1,878	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託が行えるよう、連携強化を図った。	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行うことが出来た。	DV被害者の様々な状況や安全確保、また多岐にわたるニーズに対応可能な特性のある社会福祉施設及び民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う必要がある。		女サポ
	オ	56	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。(再掲)	220 再掲	97 再掲	外国籍のDV被害者の相談に対応するため、通訳派遣を実施した。 (再掲) 通訳派遣 7件	外国籍等で日本語の疎通に困難がある場合には、派遣による通訳を活用し、市町村等との連携によって、支援の充実を図った。 (再掲)	通訳で対応できる言語が限定されているため、対応可能な言を増やし、母国語で相談できる環境を目指す。(再掲)	41	女サポ
③同伴児への支援の充実 ア 保育・教育体制の充実 (4-8-①-ウ再掲) イ 心理的ケアの充実	ア	57	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0	0	保育士が集団保育や個別保育を実施するとともに、養育相談に対応し、また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図った。	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図ることが出来た。	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施し、養育相談にも対応していく必要がある。また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る必要がある。		女サポ
	イ	58	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る。	0	0	保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図った。	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図ることが出来た。	同伴児の意向を広く聞き取りながら、心理担当職員は保育士や学習指導員と連携してカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る必要がある。		女サポ

④警察等による安全確保のための取組 ア 安全確保のための関係機関との連携 イ 保護命令に対する対応強化 ウ 危機管理体制の充実	ア	59	被害者の安全確保のため警察に必要な情報を提供するとともに、保護命令の迅速な処理のために裁判所との情報共有を図る。	0	0	被害者の安全確保のため、警察に必要な情報提供を行った。 保護命令手続きに関する関係機関との協議会については、新型コロナウイルス感染拡大により中止となったが、主催者裁判所に対し、随時質疑応答と次年度の早期開催を要望した。 県主催：家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議 ・書面開催 地裁主催：保護命令手続きに関する関係機関との協議会 ・中止	例年、県主催の「家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議」、地裁主催の「保護命令手続きに関する関係機関との協議会」において、積極的な情報交換が行われたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大により、書面開催や中止となっている。	関係機関が一堂に会す有用な会議であり、コロナ禍においても必要な情報交換できるよう、オンラインの活用など開催方法を工夫していく。		児童家庭課
	イ-1	60	保護命令を申し立てた被害者に危害を防止するための留意事項等を教示するほか、加害者への命令遵守の指導、違反行為時の速やかな検挙に努める。	0	0	保護命令発令時には、被害者への防犯指導及び加害者への命令遵守の指導を実施した。 また、被害者の避難先を管轄する警察署への引き継ぎや情報提供等、必要に応じた保護対策に努めた。 傷害や暴行等の刑法犯についても積極的に事件化を図り、被害者の保護を図った。	保護命令発令時には、被害者への防犯指導等の実施、加害者への命令遵守の指導の実施、保護命令違反行為や傷害、暴行等を認知した際には、積極的な検挙に努めることができた。 また、被害者の避難先を管轄する警察署への引継ぎや情報提供等を実施し、被害者の保護対策に万全を期すことが出来た。	引き続き、保護命令発令時には、被害者への防犯指導等の実施、加害者への命令遵守指導の実施を推進していき、保護命令違反行為や傷害、暴行等を認知した際は、積極的な検挙措置等を実施していく。 また、被害者の避難先を管轄する警察署への引継ぎや情報提供を確実に実施していき、保護対策に万全を期していく。		(警)人身安全対策課
	イ-2	61	配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。	0	0	配暴センターにおいて、被害者に対して安全確保や保護命令について情報提供を行い、被害者の意思を確認した上で、警察に対して必要な情報提供を行うなど、被害者の安全確保に配慮した。	配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をし、被害者の意思を確認した上で、警察に対して必要な情報提供を行うなど、被害者の安全確保に配慮した。	引き続き、配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をし、被害者の意思を確認した上で、警察に対して必要な情報提供を行うなど、被害者の安全確保に努めていく。		児童家庭課
	ウ	62	女性サポートセンターにおいて、危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想定した訓練を実施する。	0	0	危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施した。	危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施することができた。	今後も危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施していく必要がある。また、コロナ以外にも日々変わりゆく情勢にあったマニュアルを策定していく。		女サポ ²

基本目標3 被害者の自立に向けた支援

施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①被害者の自立に向けた総合的な支援の充実【重点】 ア 自立につなげる支援 イ 司法手続きに関する支援 ウ 生活再建支援事業等の充実(3-6-①-イ再掲) エ 自立支援講座の充実(再掲2-3-①-オ、3-5-③-イ再掲)	ア	63	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等関係機関と連携し、自立支援を行う。	0	0	相談及び一時保護事業において、DV被害者の生活再建に向け、本人の意思や状況に応じた情報を提供し、市町村や関係機関に繋げていった。また、必要に応じて被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行った。	相談及び一時保護事業において、DV被害者の生活再建に向け、本人の意思や状況に応じた情報提供、機関連携を行った。	DV被害者の生活再建に向け、本人の意思を尊重しながら、状況に応じた情報提供、機関連携を拡充する。		女サポ
	イ	64	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	0	0	被害者の意向に基づき、必要に応じて保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行った。	被害者の意向を踏まえ、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行った。	被害者の意向に基づいて、保護命令や離婚調停等の法的支援について適切な情報提供に努める。		女サポ
	ウ	65	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	821	0	本年度は、事業を見直し、DV被害者支援にノウハウのある民間団体へ委託をした。 同行支援 0件	計画期間中の実施についてはH29年度が3回、H30年度が2回、R元年度が1回、R2年度とR3年度は0回となっており、実施回数が年々減っている。一時保護所入所者も減少傾向であり、実施回数の減少につながっている。	当事業利用希望者が少ないことから、一時保護入所中及び退所後のDV被害者が利用しやすいものとして改善していく必要がある。		児童家庭課
	エ	66	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。(再掲)	312再掲	154再掲	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) ○自立のためのワーク 2回 12/2及び1/20 ○就職・キャリア講座 1回 12/10 ○法律講座 1回 12/16 ○公開講座 1回 1/29 参加者計36名	令和2年度の講座が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全て中止となったことを踏まえ、令和3年度は会場参加でのグループワークのほかに、Zoomを用いたオンライン形式での開催も実施した。	引き続き、多くの被害者が参加でき、自立に必要な知識の習得や新たな気づきを得られる講座の開催に努める。	43	男女センター
②地域でのサポート体制の整備 <5-10-③再掲> ア 地域でのサポート体制の整備(5-10-③-ア再掲) イ 地域におけるネットワーク会議との連携(4-7-②-ア再掲、5-10-③-イ再掲)	ア	67	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	0	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。また、地域別にDV対策関係者会議を開催(書面開催)し、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。	毎年開催しているDV対策担当課長会議にて、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。自治体での好事例があった場合には、その自治体から報告してもらったり、自治体同士の交流も図った。	配偶者暴力相談支援センターや市町村DV対策担当課で情報共有する場が少ないことから、支援機関ごとの取組や好事例を共有する場を増やしたり、DV被害者支援において有益な会議等なるよう工夫を重ねていく。		児童家庭課
	イ	68	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(書面開催)や地域別市町村DV対策担当課長会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。	0	0	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(書面開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。	地域の既存ネットワーク会議への参加、DV被害者支援連絡会議や地域別市町村DV対策担当課長会議等において情報提供等を行った。	DV被害者支援が更に円滑に進むことを目指して、参加する地域の既存ネットワーク会議数を増やし、連携の強化を図る。		女サポ
③精神的なケアの充実 ア カウンセリングの充実 イ 自立支援講座の実施(再掲2-3-①-オ、再掲3-5-①-エ)	ア	69	女性サポートセンター退所後も、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	0	0	一時保護所を退所した後もDV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう情報提供を行った。	本人の意向を踏まえ入所中のカウンセリングを実施し、退所後も継続できるよう情報提供を行った。	本人や同伴児等の意向を尊重しながらカウンセリングを実施し、精神的なケアをより効果的な方法で実施していく。		女サポ
	イ	70	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。(再掲)	312再掲	154再掲	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) ○自立のためのワーク 2回 12/2及び1/20 ○就職・キャリア講座 1回 12/10 ○法律講座 1回 12/16 ○公開講座 1回 1/29 参加者計36名	令和2年度の講座が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全て中止となったことを踏まえ、令和3年度は会場参加でのグループワークのほかに、Zoomを用いたオンライン形式での開催も実施した。	引き続き、多くの被害者が参加でき、自立に必要な知識の習得や新たな気づきを得られる講座の開催に努める。	43	男女センター
④DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援【重点】 ア 福祉制度等の活用 イ 住民基本台帳の閲覧制限 ウ 健康保険の加入 エ 生活困窮者自立支援制度の活用(3-6-②-ウ再掲) オ 生活福祉資金貸付制度の活用 カ DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供	ア	71	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行う。	0	0	配暴センターの相談及び一時保護事業において、被害者の意向に基づき、必要に応じて生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう市町村に働きかけを行い、連携して支援にあたった。	相談においては生活保護等の福祉制度について積極的に情報提供した。一時保護においては、被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行うことが出来た。	相談においては生活保護等の福祉制度について積極的に情報提供し、必要に応じて市町村とも連携し、活用を支援していく。一時保護においては、被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行う必要がある。		女サポ
	イ	72	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるように、会議等で市町村へ周知徹底を図る。	0	0	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるように、会議等で市町村へ周知するとともに、文書により個人情報の保護が確実に実行されるよう徹底を図った。	毎年行われるDV対策担当課長会議等にて、個人情報保護が確実に実行されるよう口頭で説明するとともに、文書でも伝えることを継続し、徹底を図ることができた。	自治体が支援措置をかけていたDV被害者の住所を加害者側へ知らせてしまうという報道が後を絶たず、個人情報保護の観点からも連携を深めることの重要性について、今後も働きかけを行っていく必要がある。		児童家庭課
	ウ	73	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるように、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る。	0	0	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるように、制度等の情報提供について、会議等において市町村へ周知徹底を図った。(令和3年3月29日付け、保保発0329第1号「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」により制度改正)	令和3年度の制度改正に伴い、マニュアルを更新するとともに、市町村DV対策担当課長会議等を通じて、制度等について周知徹底を図った。	引き続き、保険に関する手続きが速やかに行えるよう、配暴センター、市町村へ周知徹底していく。		児童家庭課

エ	74	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、制度の一層の周知を図る。 ・生活困窮者自立相談支援事業	43,952	58,502	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、制度の一層の周知を図った。新型コロナウイルスの影響により本年度は昨年度と比較すると減少したが、新型コロナウイルスの影響が出る前の令和元年度と比較すると相談件数等が約2倍となっている。 ・新規相談件数 601件(前年度比 339件の減) ・プラン作成件数 200件(前年度比 6件の増)	新型コロナウイルスの影響が継続する中、増大する相談件数に対し、各自立相談支援機関が相談者のニーズを聞き取り、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付等につなげた。また、経済的支援等様々なニーズが制度につながるよう、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載したりするなど、制度の周知を進めた。	新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済的な支援等が必要な方々にそれぞれのニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行っていく必要がある。相談者のニーズを丁寧に聞き取り、新型コロナウイルスの影響による収入減等に対応した住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付、ハローワーク等が行う就労支援などにつなげていく。	健康福祉指導課
オ	75	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。併せて、新型コロナウイルスの影響による収入減に対応した特例貸付について円滑な貸付を行う。 ・生活福祉資金貸付事業推進費補助金	72,818	18,344,717	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化した。本年度も、前年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入減に対応した特例貸付を行った。前年度との比較では件数金額ともに減っているが、高止まりしている。 ・貸付決定件数 43,037件(前年度比 35,271件の減) ・貸付金額 17,516,338千円(前年度比 10,191,423千円の減)	新型コロナウイルスの影響が継続する中、増大する相談件数に対し、各自立相談支援機関が相談者のニーズを聞き取り、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付等につなげた。また、経済的支援等様々なニーズが制度につながるよう、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載したりするなど、制度の周知を進めた。	新型コロナウイルスの影響が長期化し、貸付件数が高止まりする中、円滑な貸付業務を継続していく必要がある。	健康福祉指導課
カ	76	市町村会議等で、ハンドブックの活用について働きかけるとともに、掲載情報を毎年度更新したものを作成・配布する。	0	0	DV被害者が利用可能な各種制度等に係る相談窓口の情報を掲載した「DV被害者のための支援機関ハンドブック」(相談機関用)を更新し、県・市町村等の相談機関に配布した。(当事者用は廃止)	毎年更新したハンドブックを県内の相談機関へ配布している。また、相談機関が各種相談窓口を当事者へ提示しやすくするためのシートを作成し、活用を促した。	相談機関よりハンドブックを活用している声が聞かれるため、毎年更新していくことはもちろんのこと、掲載内容を精査し、当事者のニーズに合わせたものとする必要がある。	児童家庭課

基本目標3 被害者の自立に向けた支援

施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進

施策の方向	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①住宅の確保 ア 住宅の確保 イ 生活再建支援事業等の充実 (再掲3-5-①-ウ)	ア	77, 78	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	0	0	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる優遇措置を実施した。 令和3年度の応募結果 応募2件(4月0件、7月0件、10月1件、1月1件) 入居0件	過去5年の結果と比較すると、概ね平年通りの応募状況となっている。(H28～R2平均応募世帯数:2.8世帯)	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	65	住宅課
	イ	79	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。(再掲)	821 再掲	0 再掲	DV被害者生活再建支援事業を実施した。(再掲) コーディネート業務0件 同行支援0回	DV被害者生活再建事業を実施した。	制度の利用のしにくさから希望者が少なかったため、制度の見直し等を図る必要がある。		
②就労の支援 ア 就労の支援体制の充実 イ 職業訓練及び各種セミナーの実施 ウ 生活困窮者自立支援制度の活用 (再掲3-5-④-エ)	ア	80	被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。	0	0	相談事業において、被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行った。	相談事業において、被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行うことができた。	相談事業において、被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う必要がある。		女サポ
	イ-1	81	母子家庭等就業・自立支援センター事業 DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情報提供等一貫した就業支援サービスを提供する。 (就業支援講習会) パソコン講習会 2コース 定員20名(予定) 介護職員初任者講習会1コース 定員16名(予定)	13,632	9,344	DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供。 (就業支援講習会) パソコン講座(MS Office基礎+Excel応用)10名 パソコン講座(Excel実務コース)3名 介護職員初任者研修(パソコン基礎学習)6名 (就業相談・就労情報提供)常時	就業支援講習会について、平成29年度から令和3年度まで、パソコン、介護の講座を中心に毎年度3講座ずつ実施し、ひとり親家庭等の就職等に向けたスキルアップに寄与した。	就業支援講習会の実施にあたり、定員に対して応募者が少ない講座があった。よりひとり親から選ばれる講座となるよう検討する。		児童家庭課 (ひとり親)
	イ-2	82	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。	0	0	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供した。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介した。 ・新規掲載件数 6件 ・電話等対応件数 329件	事業所からの内職求人情報の掲載申込を受けて県ホームページに掲載するとともに、電話等の問合せに対応することにより、内職を希望する県民に対して適切に内職求人情報を提供することができた。	引き続き、内職求人情報を県ホームページへ掲載するとともに、電話等の問合せに対し情報提供を行う。		雇用労働課
	イ-3	83	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、主に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を実施する。	69,247	69,247	主に子育て中の女性や中高年齢者を対象とし、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を行った。また、主に正社員での再就職を希望する女性に対し、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を行った。 年間利用者数:12,132名	ハローワークと連携して、生活就労相談から職業相談、職業紹介等、再就職に向けた総合的なサービスを提供した結果、利用者数・就職決定者数ともに前回計画期間の実績を上回った。	(検討課題) ・新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が悪化し、求職者の支援ニーズが増加している一方、対面型サービスを従来のように実施することが難しい状況が続いている。 (今後の方向性) ・求職者の支援ニーズに応じた情報提供など、一人一人にあった、きめ細かい支援を行う。 ・県内各地域にお住まいの方々の利便性向上を図るため、ハローワークや市町村との連携を一層強化し、出張セミナー・出張相談会や相談支援等を実施するとともに、オンラインによる支援を拡充する。		雇用労働課
ウ	84	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、制度の一層の周知を図る。 ・生活困窮者自立相談支援事業	43,952	54,776	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図るとともに、制度の一層の周知を図った。新型コロナウイルスの影響により本年度は昨年度と比較すると減少したが、新型コロナウイルスの影響が出る前の令和元年度と比較すると相談件数等が約2倍となっている。 ・新規相談件数 601件(前年度比 339件の減) ・プラン作成件数 200件(前年度比 6件の増)	新型コロナウイルスの影響が継続する中、増大する相談件数に対し、各自立相談支援機関が相談者のニーズを聞き取り、住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付等につなげた。また、経済的支援等様々なニーズが制度につながるよう、県ホームページに制度の概要と各市や郡部の相談窓口を掲載したりするなど、制度の周知を進めた。	新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済的な支援等が必要な方々にそれぞれのニーズに対応したきめ細やかな相談支援を行っていく必要がある。 相談者のニーズを丁寧に聞き取り、新型コロナウイルスの影響による収入減等に対応した住居確保給付金の支給や生活福祉資金の貸付、ハローワーク等が行う就労支援などにつなげていく。		健康福祉指導課	

基本目標 4 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向 7 虐待の早期発見と安全確保

施策の内容	項目	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課		
		施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題	
①DV相談と児童虐待相談の連携【重点】 ア 県や市町村等の相談機関の連携 イ DV・児童虐待職務関係者研修の充実(再掲1-2-④-ア-1、ア-2、6-11-①-ア-1、ア-4再掲) ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(再掲1-1-①-ウ、再掲1-2-③-エ-1)	ア-1	85 DV防止、児童虐待防止担当部署における実務者会議を開催し、広報啓発や同伴児童への対応等について連携、情報共有を図る。	0	0	実務者会議で、児童や保護者と接することの多い児童相談所職員とDV対策職員が議論し、同伴児への対応方法やDV被害者への情報提供等について認識を共有し連携を図った。(4/15・1/28)	令和2年度から、児童虐待とDV対応機関の連携強化を図るため、児童相談所へ健康福祉センターからDV専門相談員を派遣する出張相談を実施している。	DVと児童虐待は、同じ家庭内の暴力であり密接な関わりがあることから両部門が相互に相談情報を共有し、支援を行うことが望ましいが、根拠法令が異なることも影響して、情報の取扱いに差が生じ連携が難しい点がある。		児童家庭課	
	ア-2	86 児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催する。	98	0	児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催した。令和4年2月19日(書面開催)	県の児童虐待の状況についての情報共有を行った。また、「千葉県子どもを虐待から守る条例」に基づく基本計画(素案)や基本計画の策定後は、進捗状況の報告について行った関係機関との意見交換などは、連携の強化や施策の改善につながるものであり、児童虐待防止等の推進に向けて機能している。	直近2年度は、書面開催となっており、即時的な意見交換が行えていない状況である。対面形式での会議開催等により、率直な意見交換、情報共有を行うことで、関係機関との連携をより緊密にする。		児童家庭課	
	イ-1	87 DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。(再掲) 新任職員研修(I部) 4回 新任職員研修(II部) 4回 新任職員研修(III部) 4回 新任職員研修(IV部) 3回 担当職員研修(経験者) 3回	DV:670 虐待:1801 再掲	DV:805 虐待:831 再掲	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務関係者研修を実施した。(再掲) 新任職員研修(I部・4回)、(II部・4回)、(III部・4回)、(IV部4回) 参加者合計935名 担当職員研修(経験者)3回(Zoom) 参加者合計173名	コロナ禍における研修は、対面での研修が難しい点もあったが、オンライン研修の導入や研修回数を増やすなど工夫するとともに内容の充実を図った。	コロナ禍における研修は、引き続きオンライン研修等を活用し、内容を充実させ職務関係者の資質向上を図っていく。	36	児童家庭課(DV・虐待)	
	イ-2	88 DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33	30	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響に関する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで実施した。 2/1 参加者144名	コロナ禍においては、オンライン研修を通じて、DVによる子どもへの影響について、必要な知識の習得ができた。	DVによる子どもへの影響については、医師や臨床心理士などを招き、専門性の高い講義を企画していく。		児童家庭課	
	イ-3	89 学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を実施する。(再掲)	DV:198 虐待:502 再掲	DV:90 虐待:172 再掲	学校職員等に対するDV・子ども虐待対応研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン研修とした。(再掲) (7/13、8/10、8/17、8/23 参加者合計473名) 医療機関職員に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。 (3/15、3/25 参加者:179名)	学校職員等が参加しやすい夏季期間中に、オンライン研修を導入して実施し、学校職員等として必要な対応要領を習得できた。(再掲)	未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、より効果的な方法で周知するとともに、インターネットを活用した申込み方法を導入する。(再掲)	35	児童家庭課(DV・虐待)	
	イ-4	90 DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。(再掲) 新任職員研修(I部) 4回 新任職員研修(II部) 4回 新任職員研修(III部) 4回 新任職員研修(IV部) 3回 担当職員研修(経験者) 3回	DV:670 虐待:1801 再掲	DV:805 虐待:831 再掲	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務関係者研修を実施した。(再掲) 新任職員研修(I部・4回)、(II部・4回)、(III部・4回)、(IV部4回) 参加者合計935名 担当職員研修(経験者)3回(Zoom) 参加者合計173名	コロナ禍における研修は、対面での研修が難しい点もあったが、オンラインの活用や研修回数を増やすなど工夫するとともに内容の充実を図った。(再掲)	コロナ禍における研修は、引き続きオンライン研修等を活用し、内容を充実させ職務関係者の資質向上を図っていく。(再掲)	36	児童家庭課	
			91 学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を実施する。(再掲)	DV:60 虐待:502 再掲	DV:90 虐待:172 再掲	学校職員等に対するDV・子ども虐待対応研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン研修とした。(再掲) (7/13、8/10、8/17、8/23 参加者合計473名) 医療機関職員に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。 (3/15、3/25 参加者:179名)	学校職員等が参加しやすい夏季期間中に、オンライン研修を導入して実施し、学校職員等として必要な対応要領を習得できた。(再掲)	未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、より効果的な方法で周知するとともに、インターネットを活用した申込み方法を導入する。(再掲)	35	
	ウ	91 家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲)	1009 再掲	630 再掲	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるようにした。(再掲)	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布した。また、その他関係機関にも配布し、早期発見及び相談に繋げられるようにした。(再掲)	引き続きパンフレットを配布するとともに、実態に沿ったパンフレットの内容となるよう、作成毎内容の見直し・更新を行っていく。(再掲)	4	児童家庭課	
	②地域における継続的な見守りの取組 ア 地域におけるネットワーク会議との連携(再掲3-5-②-イ、5-10-③-イ再掲) イ 警察等との連携による安全確保 ウ 学校職員等への研修の充実(再掲1-2-④-ア-1、再掲4-7-①-イ-3、イ-4)	ア	92 DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(書面開催)や地域別市町村DV対策担当課長会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0 再掲	0 再掲	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(書面開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。(再掲)	地域の既存ネットワーク会議への参加、DV被害者支援連絡会議や地域別市町村DV対策担当課長会議等において情報提供等を行った。(再掲)	DV被害者支援が更に円滑に進むことを目指して、参加する地域の既存ネットワーク会議数を増やし、連携の強化を図る。(再掲)	68	女サポ
		イ	93 学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかける。	0	0	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。	児童の安全確保を徹底するための体制整備を促進するため、県内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、構成員で警察も参加することができた。	今後も児童の安全確保の徹底のため、継続して会議等において市町村への働きかけを行っていく。		児童家庭課(DV・虐待)

ウー 1	94	学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を実施する。(再掲)	DV:198 再掲 虐待:502 再掲	DV:90 再掲 虐待:172 再掲	学校職員等に対するDV・子ども虐待対応研修は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン研修とした。(再掲) (7/13、8/10、8/17、8/23 参加者合計473名) 医療機関職員に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。(再掲) (3/15、3/25 参加者:179名)	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参集型が急遽中止となり開催できなかったが、令和3年度はオンライン開催することにより、2年ぶりに参加者の知識・資質向上を図る機会となった。(再掲)	未受講の学校職員等にも必要な知識を習得してもらうため、より効果的な方法で周知するとともに、インターネットを活用した申込み方法を導入する。 参加が見受けられない所属もあるため、研修開催を手広く周知し参加を促していきたい。(再掲)	35	児童家庭課 (DV・虐待)
ウー 2	95	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 ・市町村母子保健担当者研修 計6回開催予定 ・市町村等児童虐待相談職員研修 計18回開催予定 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 計2回開催予定 ・関係機関研修 計5回開催予定	2560 再掲 722 再掲 1801 再掲 189 再掲 502 再掲	866 再掲 150 再掲 831 再掲 60 再掲 172 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施した。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 25回派遣 ・市町村母子保健担当者研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・関係機関研修	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活用数の落ち込みが見られた 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参集型が急遽中止となり開催できなかったが、令和3年度はオンライン開催することにより、2年ぶりに参加者の知識・資質向上を図る機会となった。(市町村等母子保健担当者、児童虐待相談職員、担当管理職、関係機関研修) (再掲)	まだ本事業の活用実績がな市町村もあるため、活用例等を周知し申請を促していき 市町村によっては参加が見受けられない市町村もあるため、研修開催を手広く周知し参加を促していきたい(市町村等母子保健担当者、児童虐待相談職員、担当管理職、関係機関研修) (再掲)	36	児童家庭課

基本目標 4 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向 8 子どもに対するケア体制の充実

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①子どもの就学等への支援 ア 転校手続きの弾力化及び学習支援 イ 保育所への優先入所 ウ 保育・教育体制の充実 (再掲2-4-③-ア)	ア-1	96	県立高等学校に対して、教育上やむを得ぬ事情がある場合など、適正かつ柔軟に対応するよう働きかける。	0	0	教育上やむを得ぬ事情のある生徒の転入学について、適正かつ柔軟に対応を学校に求めるとともに、県立高等学校からの相談状況等について、課内で共通理解を図り、対応した。	教育上やむを得ぬ事情のある生徒の転入学の対応について、各高等学校での理解が得られている。	引き続き学校に適正かつ柔軟な対応を求めるとともに、県立高等学校等からの相談に対し、課内で共通理解を図りながら、適正に対応する。		(教)児童生徒安全課・学習指導課
	ア-2	97	学校からの交流者を11名とし、県内6か所すべての児童相談所との人事交流を実施する。	0	0	児童相談所に11名の人事交流を行った。小学校、中学校の主幹教諭・教諭から派遣しており、これまでの経験を生かし、児童生徒の支援にあたることができた。	学校と県内6か所すべての児童相談所との人事交流を実施することができ、児童生徒の支援にあたることができた。	今後も児童相談所との人事交流を実施していき、児童生徒の支援にあたっていく。		(教)教育総務課
	ア-3	98	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行う。	0	21,654	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行った。	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行った。	引き続き、児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行っていく。		児童家庭課(企画調整班)
	ア-4	99	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施するよう市町村に働きかけを行う。	74,054	67,125	市町村に対しひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し学習支援事業を実施するよう働きかけた。	平成28年度において子どもの生活・学習支援事業を実施しているのは、1市(政令・中核市を除く。以下同じ)だったが、県主催の担当者会議等において市町村に働きかけを行い、令和3年度においては6市が当該事業を実施している。	今後も引き続き、ひとり親家庭の子どもに対して学習支援等を行う「子どもの生活・学習支援事業」の実施を市町村に働きかけていく。		児童家庭課(ひとり親班)
	イ	100	市町村担当者が参加する会議の場で国通知の周知を図る。 市町村担当者が参加する会議が書面開催となった場合は、資料を配布することにより周知を図る。	0	0	市町村担当者会議(書面開催)で、資料配布により周知した。	保育所等の利用調整におけるDV被害者の同伴児童を含む優先利用に関する基本的な考え方について周知を図った。	引き続き市町村担当者が参加する会議の場で国通知の周知を図る。		子育て支援課
ウ	101	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。(再掲)	0 再掲	0 再掲	保育士が集団保育や個別保育を実施するとともに、養育相談に対応し、また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図った。(再掲)	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図ることが出来た。(再掲)	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る必要がある。(再掲)	57	女サポ	
②子どもの精神的なケア ア 子どもの精神的なケアの充実 イ 民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング	ア-1	102	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る。	0	0	一時保護所入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図った。	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図ることが出来た。	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る必要がある。		女サポ
	ア-2	103	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う。	0	0	一時保護所退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等の関係機関への情報提供を行った。	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行うことが出来た。	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う必要がある。		女サポ
	ア-3	104	市町村母子保健担当者研修会を実施する。 (母子保健事業全体の予算額)	3,955	1,164	県及び保健所が主体となり、市町村母子保健担当者等に対し、子どもの成長発達や様々な要因における精神的ケア等に関する研修会を開催し、必要な知識や情報を提供した。	市町村母子保健担当者等母子保健従事者に対し研修会を開催し、5年間で92回、延べ3,919人に対し必要な知識や情報提供を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、オンライン、書面開催等開催方法の工夫をし必要な知識や情報の提供に努めた。	継続的なケアが必要と思われる子どもについて、症状や発達段階に応じたきめ細やかな心のケアを行うために、必要な知識や情報の提供を研修会を開催し提供する。		児童家庭課
	ア-4	105	被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。 ・被虐待児童等へのグループ指導事業	11,227	2,860	主に一時保護中の被虐待児童等に対しグループ指導が実施され、児童の情緒の安定及び心身の健全な発達が促進された。必要に応じて保護者へ指導の状況が伝えられ、保護者の児童への理解に役立てられた。	主に一時保護中の被虐待児童等に対しグループ指導が実施され、児童の情緒の安定及び心身の健全な発達が促進された。必要に応じて保護者へ指導の状況が伝えられ、保護者の児童への理解に役立てられた。	引き続き、被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施していく。		児童家庭課(改革室)
	ア-5	106	児童相談所で児童虐待を行う保護者へのカウンセリング指導を実施するため、精神科医を配置する。 ・保護者カウンセリング強化事業	8,324	978	虐待を行う保護者に対し、必要に応じて児童相談所にて精神科医等によるカウンセリングや指導を行い、虐待状況や家族関係の改善等を図った。	虐待を行う保護者に対し、必要に応じて児童相談所にて精神科医等によるカウンセリングや指導を行い、虐待状況や家族関係の改善等を図った。	引き続き、児童相談所で児童虐待を行う保護者へのカウンセリング指導を実施するため、精神科医を配置していく。		児童家庭課(改革室)
イ	107	被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設に心理療法担当職員を派遣する。 ・被虐待児等訪問心理療法等事業	3,750	170	民間児童養護施設において、被虐待児童に対して必要な心理的ケアを行うことができた。	民間児童養護施設において、被虐待児童に対して必要な心理的ケアを行うことができた。	引き続き、被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設に心理療法担当職員を派遣する。		児童家庭課(改革室)	

基本目標 5 市町村におけるDV対策の推進

施策の方向 9 市町村における支援体制の強化促進

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進【重点】 ア 市町村基本計画の策定促進	ア	108	基本計画を策定又は改定しようとする市町村に、大学教授等の有識者のアドバイザーを派遣し、計画策定等に向けた取組を支援するとともに、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援、個別訪問を行い策定を促進する。	945	98	大学教授等の有識者のアドバイザー派遣を3回実施(大網白里市、旭市、銚子市)し、計画策定等に向けた市町村の取組を支援した。	基本計画を策定又は改定しようとする市町村に、大学教授等の有識者のアドバイザーを派遣し、一部の市町村の基本計画の策定・改定に向けた取組を支援することができた。	基本計画の策定の意向がありながらも未策定の市町村に対して、大学教授等の有識者のアドバイザーを派遣し、計画の策定に向けた取組を支援する必要がある。		児童家庭課 男女課
②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】◀再掲2-3-②▶ ア 市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援(再掲2-3-②-ア)	ア	109	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。(再掲)	0 再掲	0 再掲	地域別市町村DV対策担当課長会議において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」を活用し、働きかけを行った。(再掲)	毎年開催しているDV対策担当課長会議において、市町村基本計画策定、配偶者暴力相談支援センター整備について「市町村マニュアル」を活用し、働きかけを行った。(再掲)	市町村基本計画策定については48市町村が整備しており、今後も継続して呼びかけを行う。しかし、配暴センターは5市のみにとどまっており、呼びかけの方法等について検討が必要である。(再掲)	45	児童家庭課
③DV被害者の秘密保護の徹底 ア DV被害者等の秘密保護の徹底	ア	110	研修会や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知する。	0	0	研修や各種会議において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知した。	研修や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知を継続した。	自治体が支援措置をかけていたDV被害者の住所を加害者側へ知らせてしまうという報道が後を断たず、個人情報保護の観点からも連携を深めることの重要性について、今後も働きかけを行っていく必要がある。		児童家庭課

基本目標5 市町村におけるDV対策の推進

施策の方向10 地域における支援体制の整備促進

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度		施策の実施結果	平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)		決算額(千円)	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化 ア 各種会議の実施 イ 市町村における支援体制の整備 ウ 市町村間の連携体制の構築 エ 犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用	ア	111	地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。	0	0	新型コロナウイルス感染拡大の影響から、市町村DV対策担当課長会議を书面開催にて実施した。被害者支援に向けた情報交換や意見交換を行うなど、市町村との連携強化を図った。	新型コロナウイルス感染拡大の影響から実施方法を书面開催やWeb会議システムZoomを使用するなど、変化せざるを得ない状況となったが、柔軟に対応し、毎年開催することができた。	集合形式での会議に頼らない開催をすることはできたが、情報交換や意見交換に課題があるため、内容を検討していく必要がある。		児童家庭課
	イ	112	「市町村応援マニュアル」により、地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかける。	0	0	「市町村応援マニュアル」の活用等により、計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかけた。	市町村DV担当課長会議等で、市町村応援マニュアルを活用し、基本計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかけることができた。	基本計画を策定した市町村は48となったこともあり、今後は全ての市町村での策定を目指し、働きかけを行っていく。また、配暴センターの機能整備については目標の11市には届いていないため、引き続き働きかけを行っていく。		児童家庭課
	ウ	113	市町村間における情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築に努め、地域の関係機関会議開催を呼びかける。	0	0	新型コロナウイルス感染拡大の影響から、市町村DV対策担当課長会議を书面開催にて実施し、情報共有や意見交換を行った。また、市町村同士で連携体制を構築していけるよう地域における会議の開催を呼びかけた。	市町村間における情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築に努め、地域の関係機関会議開催を呼びかけることができた。	今後も県が主催している市町村DV対策担当課長会議にて、地域の関係機関会議開催を呼びかけていき、好事例の共有など、相談機関が安心して支援ができるよう働きかけを継続していく。		児童家庭課
	エ	114	市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。	478	478	「市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会議及び県犯罪被害者等相談関係機関連絡会議」を開催し、くらし安全推進課の取組及び令和3年4月に議員提案により制定した「千葉県犯罪被害者等支援条例」の概要等を説明し、犯罪被害者等支援に対する意思統一・情報共有を図った。(R3.7.27実施)	各機関と意思統一・情報共有を図り、社会全体で犯罪被害者等を支援していく体制づくりを進めた。	犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する情報提供を行うとともに、関係機関の連携の強化及び職員の資質向上に努める。		くらし安全推進課
②緊急時における安全の確保 ア 緊急時における移送手段、避難場所の確保(再掲2-4-①-ア、6-12-①-ア再掲)	ア-1	115	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。(再掲)	0再掲	0再掲	市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、県や各市町村のDV関係施策の取り組みについて情報提供するとともに、市町村での取り組みについて情報交換を行うことにより市町村の取組の促進を図った。(再掲)	市町村の担当課長会議等における情報提供や情報交換を通して、緊急避難支援の活用を働きかけた。(再掲)	今後も緊急時のDV被害者等への支援拡充がなされ、緊急避難支援の活用が図られるよう、その意義を市町村と共有し働きかける機会をつくる。(再掲)	50	女サポ
	ア-2	116	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。(再掲)	330再掲	90再掲	DV被害者支援連絡会議を书面開催により実施し、被害者の安全確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。(再掲)	コロナ禍により直接的な意見交換の機会が持てない年度もあったが、補完的な方法も用いながら、地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図った。(再掲)	地域別に市町村や警察等関係機関との連絡会議を開催し、地域の支援ネットワークの拡充を図る。(再掲)	51	女サポ
③地域でのサポート体制の整備 ア 地域でのサポート体制の整備(再掲3-5-②-ア) イ 地域におけるネットワーク会議との連携(再掲3-5-②-イ、再掲4-7-②-ア)	ア	117	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。(再掲)	0再掲	0再掲	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。また、地域別にDV対策関係者会議を開催(书面開催)し、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。(再掲)	毎年開催しているDV対策担当課長会議にて、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。自治体での好事例があった場合には、その自治体から報告してもらうなどし、自治体同士の交流も図った。(再掲)	配偶者暴力相談支援センターや市町村DV対策担当課で情報共有する場が少ないことから、支援機関ごとの取組や好事例を共有する場を増やしたり、DV被害者支援において有益な会議等なるよう工夫を重ねていく。(再掲)	67	児童家庭課
	イ	118	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(書面で開催)や地域別市町村DV対策担当課長会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0再掲	0再掲	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(書面開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。(再掲)	地域の既存ネットワーク会議への参加、DV被害者支援連絡会議や地域別市町村DV対策担当課長会議等において情報提供等を行った。(再掲)	DV被害者支援が更に円滑に進むことを目指して、参加する地域の既存ネットワーク会議数を増やし、連携の強化を図る。(再掲)	68	女サポ

基本目標 6 被害者支援のための体制強化

施策の方向 1 1 職務関係者の資質向上

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①DV職務関係者研修等の充実【重点】 ア DV職務関係者研修の充実 (再掲1-2-④-ア-2、再掲4-7-①-イ-1、イ-2、再掲4-7-②-ウ-2) イ 市町村、関係機関への講師派遣 (再掲2-3-①-ア-2、6-11-②-ア-2再掲) ウ 国等で主催する研修への参加 (6-12-②-ウ再掲) エ 市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等への研修	ア-1	119	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。(再掲) 新任職員研修(Ⅰ部) 4回 新任職員研修(Ⅱ部) 4回 新任職員研修(Ⅲ部) 4回 新任職員研修(Ⅳ部) 3回 担当職員研修(経験者) 3回	DV:670 虐待:1801 再掲	DV:805 虐待:831 再掲	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務関係者研修を実施した。(再掲) 新任職員研修(Ⅰ部・4回)、(Ⅱ部・4回)、(Ⅲ部・4回)、(Ⅳ部4回) 参加者合計935名 担当職員研修(経験者)3回(Zoom) 参加者合計173名	コロナ禍における研修は、対面での研修が難しい点もあったが、オンラインの活用や研修回数を増やすなど工夫するとともに内容の充実を図った。	コロナ禍における研修は、引き続きオンライン研修等を活用し、内容を充実させ職務関係者の資質向上を図っていく。	36	児童家庭課(DV対策班も)
	ア-2	120	DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。	66	60	市町村、県及び関係機関職員を対象とした自立支援スキルアップ研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで実施した。 6/23 参加者78名	DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについて習得した。コロナ禍では、オンライン研修を導入し各種機能を活用した。	DV被害者で自立支援講座への参加が有効と思われる場合、適切な案内ができるよう支援者自身が同講座を理解する必要がある。		児童家庭課
	ア-3	121	困難事例への対応方法などを学ぶ被害者支援スキルアップ研修を行う。	66	30	市町村、県及び関係機関職員を対象とした被害者支援スキルアップ研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで実施した。 10/7 参加者65名	DV被害者支援を行う民間支援団体等から講師を招き、困難事例への対応方法などを学んだ。	引き続き、現場における困難事例を吸い上げ、研修を通じて検討していく。		児童家庭課
	ア-4	122	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。(再掲)	33 再掲	30 再掲	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響に関する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで実施した。(再掲) 2/1 参加者144名	コロナ禍においては、オンライン研修を通じて、DVによる子どもへの影響について、必要な知識の習得ができた。	DVによる子どもへの影響については、医師や臨床心理士などを招き、専門性の高い講義を企画していく。	88	児童家庭課
	ア-5	123	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 ・市町村母子保健担当者研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・関係機関研修	2560 再掲 722 再掲 1801 再掲 189 再掲 502 再掲	866 再掲 150 再掲 836 再掲 60 再掲 172 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施した。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 25回派遣 ・市町村母子保健担当者研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・関係機関研修	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活用数の落ち込みが見られたが、オンライン等を活用することにより、令和3年度は過去最高の活用数となった。(市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業) ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参集型が急遽中止となり開催できなかったが、令和3年度はオンライン開催することにより、2年ぶりに参加者の知識・資質向上を図る機会となった。(市町村等母子保健担当者、児童虐待相談職員、担当管理職、関係機関研修)	・まだ本事業の活用実績がな市町村もあるため、活用例等を周知し申請を促していきたい(市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業) ・市町村によっては参加が見受けられない市町村もあるため、研修開催を手広く周知し参加を促していきたい(市町村等母子保健担当者、児童虐待相談職員、担当管理職、関係機関研修)	36	児童家庭課
イ	124	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。(再掲)	0 再掲	0 再掲	男女:DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。(再掲) 官公庁関係 3回 女サポ:DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。(再掲)	DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を行い、担当職員の資質向上を支援した。(再掲)	DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を積極的に行い、担当職員の資質向上を支援していく。(再掲)	38	女サポ	
ウ	125	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0	0	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」は新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインで開催され、県内の配暴センター及び民間支援団体の相談員等が参加した。	コロナ禍で研修等が中止となった年度もあったが、オンライン開催を含め研修、協議会等への職員派遣により、情報収集と資質向上を実現した。	今後も国等の主催する研修、協議会への職員派遣、日々の相談事例についてスーパーバイズの機会を拡充することを通して、情報収集や資質向上を図る。		女サポ	
エ	126	家庭教育支援員等のための家庭教育研修講座(全18講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を行う。	802	774	家庭教育支援員等のための家庭教育研修講座(全18講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を実施した。 6/28 52名参加	受講者からは、DVに対する理解が深まることともに、支援者としての立場や役割について考えることができたとの感想があり、研修満足度は98%であった。	引き続き同講座においてDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を実施し、関係者の資質向上を図っていく。		(教)生涯学習課	

②切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組 ア 女性サポートセンターの中核的機能の強化 (再掲2-3-①-ア) イ スーパービジョンの実施 (6-11-③-イ再掲) ウ 犯罪被害者等の支援担当者全体のスキルアップ	ア-1	127	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。(再掲)	330 再掲	90 再掲	配暴センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や助言を行うなど、機能強化を図った。(再掲) 書面開催1回、Zoom開催1回(2/3)	配暴センター連絡会議を開催し、情報提供や助言、意見交換等を通して、機能強化を図った。(再掲)	今後も継続的に連絡会議を行うことで、情報提供や助言、意見交換等の場を確保し、充実させる。(再掲)	37	女サボ
	ア-2	128	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。(再掲)	0 再掲	0 再掲	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。(再掲) 官公庁関係:2回	DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を行い、担当職員の資質向上を支援した。(再掲)	DV職務関係者の研修、市町村等への講師派遣を積極的に行い、担当職員の資質向上を支援していく。(再掲)	38	女サボ
	イ	129	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	378	373	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。(実施月は、令和3年5月から令和4年2月のうち、8月を除く。)	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場を通常時より広げて実施し、全ての回を対面にて実施することが出来た。	事業の性質上対面での開催が望ましいことから、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるような運営方法を考える。		男女センター
③相談員等のための心身のセルフケア ア セルフケアのための環境づくり イ スーパービジョンの実施 (再掲6-11-②-イ)	ウ	130	各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。犯罪被害当事者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。	478	478	「県・市町村相談関係機関職員研修」を開催し、県及び県警、犯罪被害者支援センターによる被害者支援への取り組みを説明し、犯罪被害者遺族による講演、事例検討を通じ、窓口対応員のスキルアップを図った。(R3.7.27実施)	各機関の連携強化と窓口職員の対応能力の向上につながった。	犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する情報提供を行うとともに、関係機関の連携の強化及び職員の資質向上に努める。		くらし安全推進課
	ア	131	職員向けのこころの相談室を紹介するなど、相談員が心身のセルフケアを図れるように配慮する。	0	0	職員向けの研修において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知した。	職員向けの研修において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知を行うことができた。	バーンアウト・二次受傷の防止に努める必要があるため、今後も研修等で相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知を図っていく。		児童家庭課
	イ	132	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。(再掲)	378 再掲	373 再掲	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。(実施月は、令和3年5月から令和4年2月のうち、8月を除く。)(再掲)	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場を通常時より広げて実施し、全ての回を対面にて実施することが出来た。	事業の性質上対面での開催が望ましいことから、今後も新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるような運営方法を考える。	129	男女センター

基本目標6 被害者支援のための体制強化

施策の方向12 関係機関との連携強化

施策の内容	項目	施策番号	令和3年度			平成29年度から令和3年度(計画期間)		再掲(親施策番号)	施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	決算額(千円)	施策の実施結果	事業の実施結果に対する評価			今後の方向性・検討課題
①市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化 ア 女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化 (再掲2-4-①-ア-2、再掲5-10-①-ア、再掲5-10-②-ア-2) イ 暴力対策ネットワーク会議、事例検討会等の開催	ア	133	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。(再掲)	330 再掲	90	DV被害者支援連絡会議を書面開催により実施し、被害者の安全確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。(再掲)	コロナ禍により直接的な意見交換の機会が持てない年度もあったが、補完的な方法も用いながら、地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図った。(再掲)	地域別に市町村や警察等関係機関との連絡会議を開催し、地域の支援ネットワークの拡充を図る。(再掲)	51	女サポ
	イ	134	家庭等における暴力対策ネットワーク会議を開催し、裁判所、法務局などの関係機関、医師会、民生委員児童委員協議会などの関係団体との連携強化。情報共有を図る。	0	0	家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議を書面にて開催し、関係機関との連携強化を図った。33機関へ送付	家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議および市町村の開催する暴力対策ネットワーク会議(7市町村の代表者会議)への参加を通して、関係機関との連携強化を図った。	市町村で開催する暴力対策ネットワーク会議への参加を上げ、県内のDV被害者支援のネットワーク強化に努める。		女サポ
②国及び他の都道府県との連携の推進 ア 県外への円滑な移送・受入に向けた広域的な連携 イ 制度改善に関する国への要望 ウ 国等で主催する研修への参加 (再掲6-11-①-ウ)	ア	135	広域連携が円滑に実施できるよう、必要な情報の共有や被害者の移送等、県域を超えた連携に努める。	0	0	全国知事会における広域連携についての申し合わせを踏まえ、被害者の移送等、県域を超えた連携に努めた。	被害者の移送等、県域を超えた連携を図り、広域連携の円滑な実施に努めた。	事案としては少ないものの、被害者の安全性を確保するために、必要な情報の共有、被害者の移送等、県域を超えた連携を図っていく。		女サポ
	イ	136	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議により、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行う。	0	0	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議(事務局:広島県)により、内閣府及び厚生労働省に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行った。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議(事務局:福岡県)により、内閣府及び厚生労働省に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行った。	機会をとらえ、国に対してのDV被害者支援対策等に係る要望を継続的に行い、DV被害者の支援を円滑にする制度改善を働きかけていきたい。		女サポ
	ウ	137	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。(再掲)	0 再掲	0 再掲	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官・官民連携促進ワークショップ事業」は新型コロナウイルス感染防止の観点からオンラインで開催され、県内の配暴センター及び民間支援団体の相談員等が参加した。(再掲)	コロナ禍で研修等が中止となった年度もあったが、オンライン開催含め研修、協議会等への職員派遣により、情報収集と資質向上を実現した。(再掲)	今後も国等の主催する研修、協議会への職員派遣、日々の相談事例についてスーパーバイズを受ける機会を拡充することを通して、情報収集や資質向上を図る。	125	女サポ
③民間支援団体との連携・協働 ア DV被害者支援活動団体連絡会議の開催 イ 協働によるきめ細やかな支援 (再掲2-4-②-エ) ウ 民間支援団体の育成、支援 エ 性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築	ア	138	DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。	0	0	DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間団体との連携強化、情報共有を図った。R3.10.12開催 11団体11名参加	活動報告では、各団体の独自性や活動状況を確認することができた。	本会議は、団体同士の連携や情報交換の場として有効であると考え。第5次計画では官民連携強化の観点から年に2回の開催を目標とする。		児童家庭課
	イ	139	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。(再掲)	6,614 再掲	1,878 再掲	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託が行えるよう、連携強化を図った。(再掲)	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行うことが出来た。(再掲)	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う必要がある。(再掲)	55	女サポ
	ウ	140	DV・児童虐待職務関係者研修への参加の呼びかけ、DV被害者支援に関する情報の提供等により、民間支援団体スタッフの資質向上を支援する。	0	0	DV・児童虐待職務関係者研修への参加をDV被害者支援活動団体に対して呼びかけ、研修での情報提供等により、団体スタッフの資質向上を図った。	DV被害者支援活動団体のスタッフもDV・児童虐待職務関係者研修へ参加し、資質向上を図った。	DV被害者支援活動団体のスタッフと行政職員が情報交換できるようなグループ検討等を取り入れた研修を企画していく。		児童家庭課
	エ	141	ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対し、事業費補助を行うとともに、被害者等のニーズに応じた柔軟な対応や心に寄り添った支援を提供するため、関係機関・団体との連携を強化し、総合的な支援を提供する。	25,500	21,594	事業助成を行っているワンストップ支援センターと連携し、性犯罪等被害者に対し医療支援や法律相談等総合的な支援を実施するとともに、協議会及びケース会議、医療従事者連絡会を開催し、関係機関との連携強化に努めた。	事業費助成を行っている2団体のワンストップ支援センターの体制が強化され、会議等を通じて関係機関の連携を強化することができた。	ワンストップ支援センターに寄せられる性犯罪・性暴力の相談件数は増加傾向にあることから、ワンストップ支援センターの体制・機能面の強化を推進するとともに、相談窓口の広報啓発を強化する。		くらし安全推進課